



任意後見制度とは？

法テラス八雲法律事務所 弁護士 小松 真優
(函館弁護士会所属)

■今年の夏は気温が高い日が続き、エアコンのない家も多い北海道においてはダメージの大きい夏だったように思います。ようやく暑さも落ち着き、過ごしやす季節となりました。

■さて、今回は、任意後見制度について、ご紹介したいと思います。その前に、後見制度とは何かについて、説明します。

■後見制度とは、認知症や脳機能の疾患、知的障がい・精神障がいによって、お金の管理や契約など、一人で決めることに不安や心配のある人の財産を守るための制度です。自分一人でどこまで決めることができるか、広くサポートが必要な順に、後見、保佐、補助という三段階に分かれています。どのようなときに手続が開始できるか等、手続について法律で定められており、誰が後見人等になるかについては、基本的に裁判所の判断に任されています。この後説明する任意後見との対比で法定後見と呼ばれます。

■では、任意後見制度とは、どのような制度でしょうか。これは、自分の意思で、一人で判断できなくなった場合に備えて、誰に、どのようなことを代わりにやってもらうかを決めておく制度です。この制度を利用する場合には、任意後見契約公正証書を作成する必要があります。これは、公証役場で作成します。このあたりでは、函館や室蘭にあります。任意後見契約を結んだあと、自分で判断するのに自信がなくなったという時点で、今度は、裁判所に、「任意後見監督人選任の申立て」というものを行います。任意後見監督人とは、事前に選んだ後見人が、きちんと契約書のとおり仕事をしているか監督する人です。監督人には、弁護士などの専門職が選任されることが多いです。この監督人が選任されたいよいよ後見制度の利用が始まります。

■任意後見制度の良さは、後見人を誰にするか、どこまでお願いをするかを自身で選択できるところにあります。少し、手続は煩雑で、費用もかかりますが、自分のことを自分で決めるという点で、利点があるため、ご利用をご検討されてみてはいかがでしょうか。手続について、疑問点などございましたら、ぜひ、一度ご相談ください。

■さて、当事務所では、みなさまからの法律相談を承っております。一定の資力要件を充たす方であれば、3回まで無料の法律相談を承ることもできます。お気軽にご相談ください。相談は事前予約制となっております。相談予約のお電話は、「法テラス八雲法律事務所 (050-3383-8366)」までお寄せくださいませ。

八雲警察署からお知らせ

ヒグマとの事故を防ぐために



- 複数で行動し、音で存在を知らせましょう
- ヒグマの出没情報等に気を付けましょう
- 残飯や生ゴミの処理に注意しましょう
- フンや足跡、食べた跡を見つけたら、すぐに引き返しましょう
- 落ち着いて行動しましょう
- 熊撃退スプレーや熊鈴を携帯しましょう

【問い合わせ先】函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110